

<レポート>

生涯学習とシティズンシップ

NPO 法人全日本大学開放推進機構 理事 佐藤隆三

1. 「シティズンシップ」とは何か

本論のテーマは「生涯学習とシティズンシップ」ということですが、「シティズンシップ(citizenship)」という言葉は多くの人びとにはなかなかなじみのない、ほとんど聞いたことのない言葉だと思います。私にしても以前イギリスの社会保障について調べたときに「シティズンシップ」という言葉がたくさん出てきたので、これは一体何を意味する言葉だろうかと思いました。その頃の日本の社会保障の議論ではシティズンシップというような言葉はまったくなかったのです。

福祉国家の起源は第二次世界大戦後のイギリスにあります。イギリスは大戦中から戦後を見据えた計画づくりに取り組み、その重要な一環として 1942 年に「ベバリッジ報告」という社会保障計画が提案され、戦後、その報告に基づいて社会保障の諸制度が整備され「福祉国家」がスタートしました。その理念は、すべての国民に国家が最低限度の生活を保障する、別な言葉で言えばナショナルミニマムを権利として保障するということでした。その福祉国家の理念を理論的に支えたのが T. H. マーシャルの「シティズンシップ」の考え方でした。

「シティズンシップ」という言葉はそれまでは「国籍」という意味合いで用いられていましたが、マーシャルはそれに新しい意味を与えました。すなわち、「シティズンシップとは、ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分である。この地位身分を持っているすべての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務において平等である」¹⁾。

シティズンシップは普通「市民権」と訳されますが、むしろそのまま「市民であること」という意味で受け取るのがよいのではないかと思います。マーシャルはシティズンシップの 3 つの要素として、市民的要素、政治的要素、社会的要素を挙げそれぞれに対応するシティズンシップの権利として、市民的権利、政治的権利、そして社会的権利を挙げています。近代社会以降の原理である「人間あること」に基づく「人権」は国連の世界人権宣言

があるように、世界でも日本でも普遍的なものとして広く認められていますが、「市民であること」により認められるシティズンシップの権利は、新しい考え方であることから、欧米では広く認められていますが、日本ではなかなか認められてきませんでした。

マーシャルはシティズンシップの諸権利は、市民的権利は 18 世紀に、政治的権利は 19 世紀に、社会的権利は 20 世紀に振り当てることができるとしています。まず、封建制度の経済的、社会的制約を打破して成長してきた市民階級が自由、平等な社会を求めて封建領主たちと闘争した結果獲得した人身の自由、言論・思想の自由、所有権などの市民的自由と権利が 18 世紀までには一般化してきました。次いでそれまで政治的に無権利な状態に置かれていた労働者階級が、19 世紀に至り選挙権・被選挙権という政治的権利を獲得してきました。そして 20 世紀には中産階級や労働者階級の運動を中心に生存権、教育権などの社会的権利が獲得されてきたということです。このことは現在の「市民」が長い歴史を経て徐々に形成されてきたこと、そしてそうした市民が作る「市民社会」が同じく形成され発展してきたことを意味しています。逆に言えば市民や市民社会を前提としてシティズンシップということが考えられるのであって、シティズンシップに関しては、この市民と市民社会というものがきわめて重要になります。

2. 「市民」、「市民社会」

ヨーロッパ中世の封建時代は身分社会でした。支配階級である領主や貴族以外の農民や手工業者などの一般庶民には、都市の特権的な市民を除き、自由や権利は基本的には認められていませんでした。しかしルネサンスや宗教改革により人間性の回復がされ「個人」が生み出され、さらに貨幣経済の浸透などにより封建制が揺らいでくると、新たに生まれてきた独立した手工業者自営農民などの小生産者層が営業の自由、所有権といった権利を求め、「市民革命」(イギリスでは名誉革命(1648年))によって封建制を打ち破って近代社会を生み出し、同時に国民国家の形成に向かいました。こうした自由で独立した小生産者層が当時の「市民」であり、彼らが生み出した社会が「市民社会」でした。彼らを導き動かしたのは J. ロックなどの啓蒙思想のイデオロギーでした。「市民社会」とは、ここではさしあたり「自由で平等な市民により形成された社会」としておきます。

当時の市民は「財産と教養」のある人びと、つまり近代国家＝市民社会を勝ち取った小生産者層の人びとであり、その後の資本主義の発展の担い手ともなる新興のブルジョアジーであると言ってもよいと思います。しかし、封建的な身分社会は解体され人びとはすべて「市民」という身分に置き換えられたというものの、実際には大多数の人びとは「自由」や「平等」とはほど遠い生活を余儀なくされていました。

それでも、18 世紀、資本主義が発展し産業革命が起きる時代には市民的権利が一般化したとマーシャルは述べています。その時期は「商業社会」、すなわちアダム・スミスの言う意味での市民社会となっていました。個人の市場における自由な取引に委ねれば「神の見えざる手」によって国の富は自ずから増えていくという、そういう社会だったのです。マーシャルが市民的権利が一般化したと言うのは、そうした個人の自由な取引が一般化したことだと思えます。アダム・スミスは商業社会とは文明化された社会だとしていますが、マーシャルも文明社会ということを強調していることから、マーシャルはこの時代の社会を彼としての「市民社会」と認識していたと考えられます。彼は「共同社会」という言葉、英語では **community** という言葉を使っていますが、それはこの意味での市民社会を念頭に置いているに違いありません。

ところがその時代には資本主義経済が発展し、産業革命を経たイギリスでは資本主義社会に特有の階級対立、資本家階級と労働者階級の対立が表面化し、労働者は過酷な労働条件と低賃金、さらには失業を余儀なくされ貧困に喘いでいました。当時の経済学者アルフレッド・マーシャルは、それら惨めで怠惰な生活を送る労働者をどうしたら「ジェントルマン」、つまり当時の中流階級の人びとと同じようにできるかという問題に悩みました。そして「教育」を通じて彼らを「ジェントルマン」にすることができるのではないかと考えました。彼には労働者の状況は資本主義が生み出す構造的な問題であるという認識はなかったのです。このアルフレッド・マーシャルの問題意識を踏まえて、T. H. マーシャルはすべての人びとの平等と文明生活を目指す「シティズンシップ」論を展開することになりました。

19 世紀から 20 世紀にかけては帝国主義戦争の時代でした。各国は国民を戦争に動員するためナショナリズムに訴えるとともに、他方では教育や社会保障といった社会的権利の拡大を通じて国民統合を図ろうとしました。その結果、今から見れば不十分とはいえ、労働者階級も含め大部分の人びとが教育を受け社会保障の権利を得ることにより、「財産と教養」を有する市民の仲間入りをするようになりました。そこには中産階級による社会改良の政策もありましたし、労働者階級による権利獲得の闘争もありました。こうしてすべての人びとに資本家、労働者、農民といった区別なしに「市民」として、市民的権利、政治的権利、そして社会的権利が付与される条件が整ったと言えます。

しかし以上のように、すべての人びとが「市民」という一つの地位身分を得て、権利・義務に関して平等とされたと言っても直ちにすべての人びとが実質的に「市民」になったわけではありません。市民的権利にしても教育を受けず文字の読めない人びとには、近代

社会の原則である自由な「契約」のための契約書を取り交わすこともできず、市民的権利は絵に描いた餅でした。その限りでは、そうした人びとは完全な市民とは言えなかったのです。そうした人びとが、順次、市民的権利、政治的権利そして社会的権利を実質化して獲得していくことによって、ようやく今日の市民と市民社会となり、豊かな文明生活を送ることができるようになったのです。しかし現在、シティズンシップの社会的要素としての、「経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まって、社会的財産を完全に分かち合う権利や、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に至るまでの、広範囲の諸権利」が市民生活においてどこまで保障されているかが問われなければなりません。²⁾

3. 階級社会とシティズンシップ

シティズンシップの展開過程は、同時に資本主義経済の展開過程でした。資本主義社会は基本的には階級社会であり、資本主義は不平等な社会システムです。産業革命を経て階級対立が明白な形を取るようになり、「二つの国民」と言われたように豊かな生活を享受する資本家階級と劣悪な労働条件と低賃金に苦しむ労働者階級、といった対称的な姿を社会は見せました。この不平等の解消が大きな社会的課題でした。

階級社会の不平等は、所得の不平等、教育の不平等など数限りなくあります。マーシャルのシティズンシップ論は、この階級社会の不平等原理をシティズンシップの平等原理で緩和できるのではないかと、階級対立の緩和として「階級一減退」の効果をもたらすのではないかとしています。それはシティズンシップの平等が人びとに認められるならば、階級社会の不平等はその限りで受け入れることができると人びとが思うようになると考えられるからです。

当初、市民的権利が獲得されていった時代は資本主義が発展の途上にあり、所有権や営業の自由などの市民的権利は資本主義の展開にとって不可欠の条件でした。ですから資本主義とシティズンシップは必ずしも相互に排除し合うものではありません。資本主義の発展に応じてそれが生み出す不平等を緩和する努力、それがシティズンシップの平等原理であるといってもよいのです。そのため両者は時には融和的になり、時には対立的になります。シティズンシップの平等原理と階級社会の不平等原理の対立的側面は二つの原理の「葛藤」であり、20 世紀においては社会的権利が拡張していく中でこの二つの原理は対立しているのです。

なお、マーシャルの言う「階級」とは経済学でいう階級ではなく、制度、習慣、伝統などにより区分された階級という意味ですが、階級社会の不平等といえはその主要な側面は資本主義における階級矛盾としての不平等であることは言うまでもないことです。

4. 福祉国家とその変容

ベバリッジ報告に基づきイギリスは福祉国家の道を目指しました。そこでの社会保障制度の柱となった国民保険法は、すべての国民に定額の保険料の拠出を求め老齢や失業の場合に定額の給付を行い、それによりナショナルミニマムを保障しようとするものでした。これこそイギリスという共同体の成員としての市民＝国民であれば、権利（給付）と義務（保険料拠出）において平等であるという形で、マーシャルのシティズンシップの考えに一致するものでした。

イギリスにとって戦後復興と大英帝国の栄光の回復のためには、戦前のように階級対立が激化し労働争議が頻発し経済が低迷しては困ります。そうした階級対立がないよう、すべての国民を資本家、労働者といった階級概念なしに同じ「市民」として国家に帰属させ国民統合を図る必要がありました。そのためにはマーシャルのシティズンシップの理念はまさにふさわしい考え方であり、その具体化としてのベバリッジの福祉国家でした。また国際的、国内的に社会主義勢力が拡大する中で資本主義体制を維持するためには、社会主義の理念である「平等」に対抗する上でシティズンシップの平等原理はきわめて適合的でした。こうして、第二次世界大戦後の世界では、シティズンシップ論に支えられた福祉国家はイギリスのみならず西欧先進諸国に拡がり、それを通じての資本主義体制の維持が図られたと言っても過言ではありません。

そのため 1960 年代は「福祉国家の黄金時代」と呼ばれました。その福祉国家体制を支えていたのは世界的な経済繁栄でした。しかしその後、1973 年のオイル・ショックにより世界経済が低迷することになると福祉国家に対して、福祉国家のサービスは非効率的で「大きな政府」の元凶であるとか、依存文化をもたらし人びとが働かなくなるとかいった批判が強まり、見直しを迫られるようになりました。

イギリスは戦後復興を果たしたものの、もはや大英帝国の夢は去り、90 年代にはソ連社会主義体制が崩壊したとなれば、体制維持のために非常にコストのかかるベバリッジの福祉国家など無用の存在となってきました。しかも福祉国家の拡大により国家と経済はさらに強大化し、そのため市民社会も以前から「大衆社会」と呼ばれるように変化するとともに「生活世界の植民地化」が進み政治・経済の力に圧倒されるようになり、18 世紀的な「自

由で平等」な市民社会から大きく変質してしまっていました。そこにも福祉国家の変容の根拠があったと私は考えています。福祉国家を支えていたシティズンシップ論も変容を迫られるようになり、福祉国家による国民統合に代わって、市場が前面に登場してきました。それが各種の規制緩和、福祉サービスの市場化・民営化など市場主義を第一の理念とする今日の新自由主義と呼ばれるものです。

4. シティズンシップと教育

マーシャルは教育を非常に重視し、「教育の権利はシティズンシップを構成する真正の社会的権利である」と述べています。市民的権利は「理性的で知性を持ち読み書きを学んだ人物によって行使されるべく構想されている」とし、政治的権利では「政治的民主主義は教育を受けた選挙人を必要としている」としています。さらに、「自分自身を改善し、自分を文明市民にするという義務は社会的義務であり、単なる個人的義務ではない」と述べています。³⁾そして 19 世紀を通じた公的初等教育の成長は 20 世紀におけるシティズンシップの社会的権利へと向かう最初の決定的なステップであるとしているのです。

なお、マーシャルは、教育はテストを通じて人びとの能力を選別し、その選別によってもたらされる職業上の地位や所得という地位身分を与えることから、教育は社会的な階層化の道具としても作用していると強調していることも忘れてはなりません。

ここでシティズンシップ教育ということについて考えてみます。シティズンシップ教育が語られるようになったのはさほど古い話ではありません。

福祉国家に対する批判とともに理念としてのシティズンシップ論にも見直しが迫られてきました。シティズンシップ論には、マーシャルのように近代社会以降の個人の自由と平等を基本とする自由主義に基づき市民の権利を重視する立場と、古代ギリシアの共和制における市民を原点として市民の義務を重視する共和主義の立場があります。古代都市アテネの市民は政治集会に参加するとともに、戦士として共同体としてのアテネを防衛することが権利であるとともにそれ以上に義務でした。今日、市民の権利よりも義務の側面を強調するこの共和主義的シティズンシップ論が大きな影響を与えるようになってきました。すべての市民にナショナルミニマムを与えるような社会的権利は否定され、そうした給付は義務として社会（共同体）に貢献する仕事に就くことを条件とすべきだとするのです。共同体である社会への義務を優先する考え方は、個人よりも国家社会やコミュニティを重視する共同体主義（communitarian）の台頭と軌を一にしています。

共和主義のシティズンシップ論では、市民は政治をはじめとする社会活動に積極的に参加するとともに、就労して社会に貢献する有徳な市民としての自立が求められます。こうしたシティズンシップのあり方は「アクティブ・シティズンシップ」(active citizenship)と呼ばれるものです。アクティブとは自立し積極的に社会参加をしていくことを意味し、そのためには本来社会的権利の保障がなければならないはずですが、その権利を否定し個人の責任に帰しています。こうした考え方が拡がり、それまでは国家への帰属と諸権利を意味していたシティズンシップの内容が大きく変わってきたのです。

シティズンシップ教育はこの「アクティブ・シティズンシップ」を目指した教育、つまり、積極的に自立し社会参加する有能で有徳な市民を形成することにその主要な目的があり、その点からしてきわめて意義あるものです。ただその背景には共和主義のシティズンシップ論を超えて新自由主義の考えが潜んでいるように思われます。市場主義の立場からは、各人は自ら進んで職業教育、職業訓練などにより市場すなわち企業が求める技術や技能としての人的資本を身につけ、労働市場で職を得て経済的に自立することが求められるからです。就労による自立を目指すアクティブ・シティズンシップとの接点がそこにあります。

マーシャルのシティズンシップ論はすべての人びとを自由と平等な市民として包摂していこうとするものですが、外国籍の人びと、第二市民と見なされる女性などは排除されざるを得ませんでした。シティズンシップは統合の原理であると同時に排除の原理でもあるのです。ところが共和主義のシティズンシップ論では、そうした排除以上に、高齢者、障害者など働きたくても働けない人びと、参加したくても社会活動できない人びとは当然ながら排除されてしまい、それは個人の責任だとされてしまうのです。そこには古代アテネ市民の一種のエリート主義のにおいがします。シティズンシップ教育にはそうした面がないわけでもありません。

5. 生涯学習とシティズンシップ

今日のシティズンシップ論を踏まえて、生涯学習を考えてみましょう。生涯教育は、1965年にユネスコでポール・ラングラン(Lengrand P.)によって、人びとは学校だけの教育ではなく生涯を通じて学ぶことが提唱されたものです。その背景は、福祉国家体制の下での画一的な生き方を強いられた人びとが、経済的繁栄の中でより自由な生き方、個性ある生活を求めるようになったからかもしれません。また先進諸国での人口高齢化が顕在化し始め、高齢者が主体的に生き生きとした生活を送ることが求められたこともあります。そうした人びとの生活のために不可欠なものとして生涯教育が提唱されたと考えられます。

この生涯教育の考え方が日本に導入され、さらに「生涯学習」として当時の文部行政の柱に据えられるようになりました。生涯学習とは、「人びとが自発的意志に基づいて「自己の充実」、「生活の向上」、「職業能力の向上」のために、自ら学ぶ内容を選び取り、充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習である」とされます。⁴⁾そこには生涯教育をラングランが提唱した時代的背景がわが国においても顕在化してきていたという事情もありますが、同時に特徴的なのは生涯学習が市場主義の流れの中に位置づけられたことです。「生涯教育」から「生涯学習」への転換は単に言葉だけではなく理念の転換でもあり、それまで「社会教育」「成人教育」として位置づけられてきた学校以外での教育について個人の責任と選択が強調されたこと、それとの関わりで「職業能力の向上」が強調されたこと、そして学習の場として民間のカルチャーセンターが掲げられたことなどがあります。

文部省は全国に生涯学習センターを設置し、生涯学習社会を目指すという政策を展開しました。他の省庁でも、たとえば厚生省は高齢者の健康・生きがい対策として老人大学など同じような施策を展開してきました。こうして生涯学習は、今日、人びとの間に一定の拡がりを見せるようになっています。

日本の社会は、市民や市民社会は不在とは言わないまでも未成熟であると言うことができます。日本を近代社会への道を切り開いた明治維新は市民革命としてはきわめて不十分であり、古い伝統を多く残しヨーロッパ的な個人や市民を生み出す余地はありませんでした。ですから夏目漱石など当時の知識人たちはヨーロッパの近代社会とわが国の現実との落差に苦悩し続けました。その後の絶対主義天皇制国家、とりわけ戦時体制の下では市民や市民社会について語ることさえできませんでした。

第二次世界大戦後、日本国憲法が制定されるとともに農地解放、家制度の廃止などの民主化が進められました。当時、一部知識人により市民や市民社会の構想が語られましたが、国民は戦後の混乱の中で日々の生活に追われそれどころではありませんでした。それでも戦後復興を果たし高度経済成長の時期を迎えた頃には、安保闘争など各種の運動の高まりなどが見られる中で市民社会への展望が語られるようになりました。しかし高度成長によって形成・強化された企業社会により、芽を出しかけた市民社会は飲み込まれてしまったのです。多くの人びとは会社人間となり、政治はもとより社会活動に対する関心を失い、またそのための時間も失ってしまいました。

日本では国民統合は福祉国家ではなく経済成長、つまり企業社会に委ねられてきました。

ですから 1970 年代には社会保障の諸制度の充実が図られたといっても、ヨーロッパ諸国のような国民にナショナルミニマムを保障するベバリッジの福祉国家はついに成立しませんでした。経済成長による所得の増大に伴い「一億層中流化」と呼ばれたように国民の中流意識は高まりましたが、「経済大国」とはなっても「生活大国」にもなれず、今日では格差拡大が表面化し「不平等社会」の様相をますます濃くしてきています。

その頃東欧では、ポーランドの「連帯」の運動などによりソ連型社会主義体制が打倒されていき、それらの運動では「市民社会」の実現が掲げられたことから世界的に忘れかけていた市民社会への関心が高まりました。そして市民社会の共通理念としての「自由・平等・連帯」を目指すものの、現在、いろいろな市民社会論が語られるようになっていきます。

そうした背景の中で、今日の生涯学習はどのように位置づけることができるのでしょうか。現在の日本社会は大衆社会、つまり一部の特権的な市民層だけでなくすべての人びとが自由で平等な社会であり、また福祉国家、つまり「豊かな社会」の実現によりすべての人びとがマーシャルの言うように「社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利」を要求できる社会であるはずですが、ところが現実はそのようではなく、市場万能主義により生み出される不自由と不平等が至るところに拡がり、所得格差、生活格差が拡大しています。その根底には、日本にはヨーロッパ的な意味での市民や市民社会の歴史的経験がなく、現在においても、世間、義理・人情、「お上」意識、などといった近代以前の伝統的な意識が広く存在し支配している現実があり、人びとの自由や権利の要求や実現を妨げています。こうした現実を克服していかなければ今日の社会を自由で平等な市民社会として、また豊かな福祉国家として構築していくことはできません。そしてその構築に当たって重要な役割を果たすのが「シティズンシップ」の理念です。

したがってシティズンシップの理念を目指すシティズンシップ教育はきわめて重要です。しかしシティズンシップ教育には市民としての「自立」を強調することで、現在の市場主義の国家イデオロギーに絡め取られる危険がありますし、弱者を排除することになる恐れもあります。そこでむしろマーシャルのシティズンシップ論に立ち戻り、「自由・平等・連帯」の理念を目指し、日本の社会では今日でも未だ十分確立していない自由で平等な「権利の主体」としての市民の形成を目指すとともに、「連帯」の側面、つまり人びとの絆を促進し社会に包摂していく面に力を注ぐ必要があると思います。それはコミュニケーションによりお互いを理解し、共感し、互いに高め合う関係づくりです。そうした関係こそ、人びとが連帯し新たな市民社会を形成していく原点になります。それらを実践的な活動を通じて学んでいく「シティズンシップ教育」の姿こそが、今日求められる生涯学習ではないかと思います。

今日、世界的な流れもあって私たちの周囲でも多様な形での市民活動が展開されてきています。安法法制や原発問題に対する取り組み、子育て支援、食の安全など多彩な活動に多くの人びとが参加するようになってきています。これらの活動の多くは地域を基盤として行われており、それら活動グループの連携、市民と行政との協働などにより「地域力」を高めつつ取り組まれています。その面からも、生涯学習は地域の中で、地域の人々により実践されることが重要であり、その実践によりシティズンシップ論で言う「コミュニティの完全な成員である人びと」、すなわち「市民」を実質的に形成していくことができるのではないのでしょうか。

シティズンシップの理念、考え方について述べてきましたが、私は、今日の問題の多い社会保障を人びとの生活を真に支える豊かなものに変えていくためには、西欧起源のシティズンシップおよびその背景にある市民や市民社会という理念や考え方を一旦はくぐり抜けなければならないのではないかと考えています。これまでの日本は欧米の制度や技術を取り入れ今日まで発展してきましたが、それらの背景にある社会的、文化的な側面である理念や考え方は無視し、換骨奪胎して日本的なものとしてきました。そのため特に社会的な制度では、社会保障はもとより基本的人権にしても民主主義にしても現実と理念の落差が目立ちます。その落差を乗り越えるためには、シティズンシップも含め西欧起源の理念、考え方をその背景とともに再確認し受け止めていく必要があると考えます。

引用

- 1) T. H. マーシャル・トム・ボットモア／岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級』法律文化社、1993 年、37 頁。
- 2) 同上、15-16 頁。
- 3) 引用は、同上、34-35 頁による。
- 4) 香川正弘・鈴木眞理・佐々木英和編『よくわかる生涯学習』ミネルヴァ書房、2008 年、3 頁。

参考文献

- アダム・スミス／大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富（一）～（五）』岩波文庫、1959 年。
山田鋭夫『20 世紀資本主義』有斐閣、1994 年。
佐藤一子『生涯学習と社会参加』東京大学出版会、1998 年。
不破和彦『成人教育と市民社会』青木書店、2002 年。
児玉重夫『シティズンシップの教育思想』白澤社、2003 年。
植村邦彦『市民社会とは何か』平凡社新書、2010 年。

ウィリアム・ベヴァリッジ／一圓光彌監訳『ベヴァリッジ報告』法律文化社、2014 年。

(本論は兵庫大学エクステンション・カレッジでの講演「生涯学習とシティズンシップ——市民社会における生涯学習」(2016.5.21)の内容に加筆・修正したものです。)

佐藤 隆三 (さとう・りゅうぞう)

1943 年、東京都生まれ。東京大学経済学部卒。厚生省入省、1996 年社会保険庁次長で退官。環境事業団理事を経て、東北文化学園大学医療福祉学部教授。2012 年 3 月同退職。